

青森県報

号外第七十八号

平成二十七年
九月九日
(水曜日)

目次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……一
右 同……………(同) ……一

告 示

青森県告示第六百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

鬮田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標
柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五
号を結んだ線は町道鬮田梅内線官民地境界線とし、標柱三号と標柱四号を結んだ線は
町道雷平遙迎寺長根線及び町道下目時一号線官民地境界線とし、その他の各標柱を結
ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡三戸町	梅内	鬮田	一七六
二	"	"	遙迎寺長根	四の二
三	"	"	"	三の一
四	"	"	鬮田	一六一の一
五	"	"	"	五の四

青森県告示第六百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

塔ノ沢山3号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標
柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は
直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡東北町		内姥沢道ノ上	一三三の八
二	"		"	一三三の三四
三	"		"	一三三の三〇
四	"		"	三三の四

六 五

” ”

” ”

一
三
の
六

一
三
の
六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭